

議案第 5 4 号

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例について

北名古屋市都市計画税条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 5 7 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 3 年 9 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋市都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第12項中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第12項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。